

# ◆ 鳥取県立厚生病院・打吹公園クリニック以外の医療機関で 1か月児健康診査を受診される方へ

同等の内容の健康診査を受診された場合に限り、健診費用を助成します。

【助成金額】1か月児健康診査に要した費用 対象者1人当たり上限**4,000円**

## ◀ 健診対象者 ▶

- 琴浦町に住所を有する出生後27日を超え生後6週に達しない乳児
- 令和6年4月1日以降に出生した乳児

## ◀ 助成対象者 ▶

琴浦町に住所を有する対象者を養育する保護者の方

## ◀ 受診方法 ▶

1. 対象者の保護者に「1か月児健康診査票」を交付します。
2. 1か月児健康診査を受診する際に、保護者記入欄を記入の上、母子健康手帳とともに医療機関に提出してください。
3. 受診後、請求された金額を医療機関へお支払いください。
4. 医療機関から、領収書と受診結果など必要事項を記入した1か月児健康診査票をもらってください。
5. 健診実施後、**6か月以内**に下記申請先に助成の申請してください。

## ◀ 助成の申請に必要なもの ▶

- 琴浦町1か月児健康診査費助成金請求書
- 1か月児健康診査票
- 1か月児健康診査に係る領収書
- 母子健康手帳
- 振込口座がわかるもの
- 印鑑



\* 1か月児健康診査の受診医療機関が、鳥取県立厚生病院・打吹公園クリニックに変更になった場合は、下記連絡先へご連絡ください。

\* 健診を実施する日に琴浦町に住所のない方は助成は受けられませんので、転出先の自治体にお問い合わせください。

## ◀ 申請先・お問合せ先 ▶

琴浦町子育て世代包括支援センターすくすく（子育て応援課内）

電話：0858-27-1333 ファクシミリ：0858-49-0000